

一般教育の倫理学

豊田 全 (倫理学研究室)

Tamotsu TOYOTA

Ethics in General Education

まえがき

人はどのように生きべきであろうか。この問は古来如何に多くの人々によってなされたことであろうか。そしてこの問に対して如何に多くのすぐれた人々が根元的、原理的、学的に答えようとして努力し、何等かの解答を明らかにしたことであろうか。またそれらの人より多くの通常人がおのがじし何等かの答をみつけ出し、おのれの生きる態度をきめたことであろうか。しかしながらこの問は止むことなく問い続けられ、現在においても、なお問いつづけられている。

如何に生きべきか。如何に行為すべきか。これはすべての人の問である。これは勝れて倫理的な問である。だから人はすべて倫理学者であるともいえるであろう。がしかし、またそうでないともいえる。何となれば、この問に対してすべての人が根元的原理的学的に答えうるのではないからである。現在われわれのまわりにある人は、すべてこの問を問い、答を求めているが、みずから根元的学的に問いただし、そして答えるものは少ない。それをなすのは就中倫理学者である。そして通常人は如何に生きべきかを倫理学者に問うでもあろう。そして倫理学者はそれに答えるでもあろう。

われわれはこれら学者の答を一般の人々が如何に受けとめているかに眼を向けてみよう。現代人はマンモスの社会機構の中にもまれているといわれる。彼らはその現実の生活の根本的指針が問いただされることを求めて、倫理学者の方をふりむくでもあろう。そしてその要求が倫理学によっては充たされないと、多くの人々は断定する。この断定は、なかば正しくなく、なかば正しいと私は考える。正しくないというのは、彼らの主張は倫理学に対して複雑な現実生活の個々の問題についての確な、いわば速効薬的導きの糸を期待し、その期待に副わないからとて、この学に愛想をつかしたことによると考えられるからであり、正しいというのは、この学の名を冠する書物などの中には、現実の大衆の現実の生活と取り組むことなしに答えようとしているもののあることをわたくしは認めざるをえないからである。

私は多くの人々が現代社会の生活の現実のただ中であって、彼らの心の奥深くで、人生を如何に生き、如何に歩むべきかを誠実に問い続けていることを認め、そして私も彼らと同じ現実の中で問

いただき続けざるをえない。このようにして学としての倫理学の問が一般人の現実の問と結合する。

私は一般教育における倫理学も一般人の現実の問から離れてはならないと思う。一般教育の倫理学を受講する学生のほとんどは、将来倫理学を専攻するであろうところのものではない。彼らは倫理学以外の学問を専攻するであろう。彼らが倫理学の教室に顔を出すのは、混乱している現実の生活において、ともすれば不安におちいり、デカダンスに傾こうとするのに耐えて、人生はいかに実践すべきかと、本来的実践の指針、即ち人間の本来的あり方を問いたださんがためである。みずから倫理学を専攻し、倫理学者として倫理に関する学的認識を深めんがためではない。一般教育の倫理学は学生のこの要望を勘案して講ぜられなければならない。

上記のような観点によって講義案をつくるにしても、そこにはいろいろな型の案が可能であろうが、私は試みに次のように立案してみた。

立案にあたって、常に現実を心に含みながら、先ず第一に倫理学とはどんな学問かという問をかけた後、倫理又は道徳の人間生活における必然性について語った後、この問に答えた。これは講義を進めるための、いわば原理的又は序論的部分で、これを第一部とした。第一部の内容の大項目を次にあげる。

第一部 倫理学とは

第一節 人間生活の現実と倫理

1. 人間の個人性と社会性
2. 人間生活の現実と理想
3. 『倫理』と『道徳』

第二節 倫理学の意味と特徴

第一部はできるだけ短縮して約二万字におさえた。

第一部において原理を捉えたのち、第二部においては社会生活における倫理を内容とした。ここでは等しく人間である各人が何らかの社会において生きつつも、他方において個の実存であるということをもふまえて、人間生活を討究した。人間生活は風土的、歴史的限定をうけつつ、何らかの社会におけるそれであるが、あらゆる場合をとり上げることはできないので、就中三つの場合をとり扱った。即ち家族生活と一般の社会生活と国家生活とである。そして最後に現代において最広域社会集団であり、最強の権力を具えていると目されている国家と、今のところ未だ理念的存在にとどまっている人類社会と、個人との三つの存在を関連せしめつつ倫理を考えてみた。第二部の大項目をあげると次のようになる。

第二部 社会生活における倫理

第一節 人間生活の諸条件

第二節 社会集団の種類

第三節 家族生活における倫理

1. 家族集団の特質

2. 家族生活における倫理

第四節 一般の社会生活における倫理

1. 社会倫理

2. 職業生活における倫理

第五節 国家生活における倫理

1. 国家の特質

2. 法と道徳

3. 政治と倫理

第六節 国家と人類社会と個人

第二部においては、特に現実の生活においてわれわれが直面している諸問題が私の脳裏をはなれなかった。そしていうまでもないことながら、倫理学の特性上、問題を主体的人間の事柄として捉えたつもりである。その結果、極めて大雑把にいうことがゆるされるならば、論述の底をヒューマニズムが流れることになった。

第二部はやや詳述したところもあるので、約十二万字を費すに至った。今参考のためこの中第五節のうち「政治と倫理」の部分について概ね全貌をかかげてみよう。

政治と倫理

政治と倫理との関連について考察するにあたり、前以ってこれら二項目のそれぞれの本質について一応の討究がなされることは当然の順序であると考えられる。そこでこの当然の手順によって政治及び倫理について、その本質を討究することになるが、倫理についてはすでに第一部において論究した——それによると倫理（道徳）とは人間存在の理法、人間の実践を導く根本的指針、又は社会の理想である——ので、ここでは政治についてのみその考察を行なおうと思う。

政治現象 政治又は政治的という言葉は政治の世界においてのみならず、政治外の日常生活においても屢々用いられている。そしてそれらは、それらが用いられている場合により、人によって必ずしも同じ意味をもっているとはいわれない。「学長は単に優秀な学者であるのみならず、政治力がなければならない。」とよくいわれるが、この際『政治力』によって、ある人は『学内の教育、研究並びにそれらにまつわる諸事務が停滞することなく促進され、成果が十分にあがるように統督する力』を意味し、ある人は『文部省などに行って上手に折衝し、予算を他大学よりも多くとってくることにより、教授等の研究や教育に便宜を与える手腕』を意味する。後者に似通った意味で『政治』を概念している事例は案外に多い。『あの校長は政治性がある。』というのは、『教育委員会に対する工作が上手で予算を多くとってきたり、PTAの運営を数人のボスの手中に納めしめ、そのボスを巧妙に操って数員の研究費や学校の備品費などを父兄の財布から出る金によって賄う如きすぐれた(?)能力をもっていること』を意味したりする。また村長や町長の政治力についても、県や国からその村や町に補助費の類を多くもらってくることによって、その村や町の生活に利益をもたらすか否かによって、それが測られるということが屢々みうけられる。これらの政治概念は必

ずしも間違いであるわけではない。政治又は政治現象といわれるものには、このような性質も含まれていると考えられる。大体日常の社会生活において集団生活があるところには大抵政治現象が見受けられ、それが色々な性状においてあるから、一口に政治とはかくかくのことであると定義することは容易の業ではない。しかし集団生活をしている人々は常識的に不完全ながら『政治』を了解しているので、政治という言葉の使用が全くの外れである場合は極めて稀なのである。

さて政治現象はただ国家においてのみ存在するとみる人があるが、この見解は政治を余りにも特殊の場合にのみ限ろうとするものであり、政治現象は国家という特定の社会集団においてのみ存在するのではなく、凡そ人間が集団を組成しているところには政治現象があることを見落している。即ち学校にも村にも町にも会社にも政治は存在するのである。しかし政治が如何なる集団にも存在することを主張することは政治が国家において特殊な形即ち強力な組織の権力によって支えられ政治目的の実現が格別に組織の体系的に行われることを否認することを意味しない。政治は国家において最も強力に組織的に明確に機能する。そこでわれわれが政治について考察するとき、国家における政治を対象にするのが普通であり、便宜である。

政治について考察するとき政治を行う主動者即ち政治的主体と政治作用を受ける受動者即ち政治的客体とが析出され、且つ政治の行われる領域即ち政治圏が着目されるのが常である。そしてこれらの三要素が政治には必ずあることは深く論究するまでもなく明らかである。ところが政治的主体が行う政治的行為が社会的であるか個人的であるかが問題になると、議論が分れてくる。即ち或る学者は政治を以って社会的行為なりとする。たとえ政治が個人によって行われているかにみえる場合においても、政治は決して個人的行為ではない。彼の背後には集団又は階級が存在しており、彼はそれらを代表して政治的行為をなしているのであるとなす⁽¹⁾。政治的主体の背後には集団又は階級があるからこそ彼の行為の効果はそれら集団又は階級に向けられる。政治的行為は社会的である。この主張は、政治的主体の行為が政治的客体の全てに対する関心を以ってなされることを意味しないし、その政治圏のすべての所に関わる行為であることをも意味しない。況んやその社会集団の全構成員が参加する活動又は行為でなければ政治的行為ではないというでもない。若しそのような主張であるとするならば、それは誤りである。何となれば、そのような場合は現実には殆んどありえないからである。更にこの主張は、政治的主体の行為のすべてが政治的客体の支持又は同意を得べきであって、そうでない行為は政治的行為でないなどというでもないことは論をまたない。この主張の意味するところは、政治的主体の行為が純粋に単独的個人の行為である場合には、それは政治的行為とはいわれまいということである。

ところがこの主張又は見解に対して政治的主体の行為は個人的であると主張する学者がある。その言うところは凡そ次の如きである。政治的主体が単独個人である場合は勿論のこと、政治的主体が多数によって構成されている場合でも政治を行う行為は個人によって行われる限り結局のところ個人のそれである。このことは政治の客体が個人であっても集団であっても変りはない。だからして政治は個人的行為であると考えるのが妥当ではないか⁽²⁾。この見解は社会集団又は社会関係から政治的主体を引き離し、それを全く単独に行為する個人とみるものである。政治が集団又は結社によ

って行われていると思われる場合にも、それは集団又は結社そのものによって行われるのではなく、単独の個人によって行われるのである、政治的主体は個人である、というのである。なるほど政治上の発言や指令を書くことは或る特定の個人の動作であるが、しかしそれが政治的行為として認められる限り、それは純粋に個人の立場においてなす行為ではない筈である。それは何程か政治圏において妥当する行為である。勿論政治的主体たる或る個人がなす行為がすべて政治的行為であるとは限らない。彼は全く政治に関わりない行為をなすこともあるであろう。そのような場合にはその行為の背後に集団又は階級を認めることはできないであろう。それはいわゆる個人的であるであろう。しかし彼が政治的主体としてなす行為はこのような個人の立場においてなす行為とは性格を異にしていると考えられるべきであろう。

政治において主動的位置にあるのは概ね政治的主体であり、政治的客体は受動者であると考えられるが、しかし政治的主体のはたらきが何程かの政治的客体によって積極的に消極的に同意せられ支持せられるのが政治の世界の常である。ここに同意又は支持が積極的といわれ消極的といわれるが、積極的の中にも多くの段階があり、消極的の中にも多くの段階がある。殊に消極的同意の最下底においては反対はしないというに過ぎぬ程度のものである。この程度を下に越えると反対の態度になる。反対の態度の客体が多くなり、それが極限に達した場合を考えると、主体の政治的行為が客体によって全く同意を受けないことが想定せられる。しかしこのような事態は想定せられるに止まり、現実に生起することは極めて稀であるか、又は全くないといってよい。若しありとするならば、それは政治的行為とはいわれまいであろう。このように客体によって毫も同意を受けない主体の政治的行為がほとんどないと同様に、すべての客体によって同意され支持される主体の政治的行為も稀である。それは極めて望ましいことではあるが、現実にはなかなかないと思えるのが当っているようである。しかしそのような望ましい事態がないからといって、その場合の政治的主体の行為が政治的でないとはいわれまい。

なおさきに政治的主体が政治の主動者であり、政治的客体はそのはたらきかけを受ける側に立つといったが、しかし現実には常にかくの如き状態だけではない。政治的客体といわれる側の行動が主体の側に作用し、それを動かし、主体の行う政治を妥当なものにする場合もかなり存在するのである。この場合の政治的主体の行為が社会的であるのは明らかである。

人が社会的動物であるということは同時は人が政治的動物であるということでもある⁽³⁾。政治は社会的文化現象であり、殊に強度に意識的であり、目的的地方であるところの社会的文化現象であるといわれるところからすれば、社会的・文化的・意識的・目的的地方であることを特徴とする人間の特徴は人間が政治的存在であるということにおいて集約的に表わされていると思われる。

ところでこのような内包をもつ政治の概念によって人間を特徴づけるとしても、それら内包の要素のそれぞれには場合によって程度の差がありうるから、如何なる人も同様な程度において政治的であるのではない。しかしそのようなことを承知した上で、とにかく人は政治的でありうるというであろう。政治的存在たる人間が結合して組成した政治社会のうちで最も典型的なのは国家である。人間は国家を形成することによって政治的本性を最も明確に發揮している。国家における政

治社会は極めて高度に合目的に組織され、社会秩序の維持防衛という目的（これについてはすでに国家の特質の項でのべた）のための統治権力は組織的合目的に整序され運用される。このことはその社会の構成員全員がその政治目的を自覚し権力の組織的運用について知悉していることを意味しない。事実においてはこのような状況は殆んど存在しないのである。政治目的を自覚し運用を知悉しているのは主動的位置にある一部の人であり、多くの構成員はたかだか構成員として何程か共同意識をもっているにすぎない場合が稀ではない。政治社会であるにはこれで十分である。

さて政治社会において目的を定立し、それを実現せんとするのは単独の個人ではなくして社会的なるものであり、集团的なものである。これは個人的意志ではなくして集团的意志である。集团的意志というのはその集団構成員の各個の意志の総和というが如きものではなく、各個の意志が一定の高次の立場で統一せられてあるところのものである。しかしこの高次の統一的意志の担い手が個人を越えた形而上学的実体としてあるのではない。集团的意志が存在するのは各個の個人的意志の内容としてである。だからして集团的意志を心理学的意義においてみるならば、それは個人の意識に入れられるべきであろう。それは、集団の活動又は集団における多数の個人の活動を、自然科学的又は心理学的法則によって考察するのではなく；集団の一定の目的又は価値内容を意識的に実現せんとする企図を以て行われるものとして、即ち文化科学的立場において、考察するところに構想せられるものである。⁽⁴⁾

社会又は集団における構成員の行為はそれぞれ自由なる行為であり、そしてこのようないわば個人的諸行為の交錯複合によって社会的集团的行為が影響をうけることは認められねばならないが、本質的な集团的行為は各個人の相反する若しくはめいめい勝手な何らの脈絡のない行為に依存したり、或いはそのような行為として現われたりすることはできない。国家の如き典型的な政治集団における集团的行為の現れ方をみると、大ていの場合、集団の主動的立場にあるところの一定の多数人が一定の政治目的（集団目的）又は機能実現のための努力をなすのである。この場合一定多数人の努力は単に個人の勝手な意志によるものではない。集团的意志のあらわれと見做さるべきである。そしてこの一定多数人の努力が彼らだけに止まらず、その参加者の範囲を増大することは望ましいことであり、更にそれが国家の全構成員の間に広まり、そこにおいて共同的に自覚的に努力が払われることは理想であるが、現実にはこのような事態を招来することは困難である。

集团的意志の内容の決定を明確な手続によって行なおうとするのが合議制である。合議制として實際上用いられているものに全員一致制と多数決制とがある。この二つの方法のいずれを採るにしても、合議制によって採択された集团的意志は合議に参加した個々の人間の意志とは別個の性格をもっていると考えられねばならない。即ち合議の過程を通ずることによって、そこにその合議に参加した人の個別的意志とは別個の全体的意志が発生し、意志内容の決定がなされたと考えるのが至当である。このような見解は何らの疑念もなしに受け入れられるとは思われない。全員一致制によって決定される場合には問題はないかも知れないが、多数決制の場合は一見尤もと思われる反論がなされるであろう。即ち多数決によって採択された全体的集团的意志は実は全体的意志ではなく、多数者側の意志であり、少数者側の意志は採択されたその集团的意志の中には含まれていないと考

えられるでもあろうからである。しかし多数決原理は数量的に多数なるものの意志なるが故に採択するという風に解せられてはならない。若しそのような見解に立つ多数決原理であるならば、それは加算的累計の結果を以て集团的意志とする自然科学的思惟方式に則るものであり、文化科学的思惟方式によるものと考えすることはできない。しかし前にもいったように集团的意志は文化科学的概念であると考えるのが至当である。多数決原理によって集团的意志の内容が決定され、その決定されたことがその集団に対して機能しうるのは、多数者の意志が少数者の意志に比して量的に大であるからではない。若しそうであるならば、多数者の意志である集团的意志と相容れない意志をもつ少数者は必ずしも常にその集团的意志に服従する義務はないであろう。多数者（従って少数者が別にあることの可能性が想定される）の意志によって集団全体の意志が形成せられるのは、単に多数は少数よりも量的に大であるという形式的論理によるのではない。そこには多数者の意志の総合によって成り立つ意志内容は全体に対して集团的意志の内容として妥当するとす価値判断が加わっているのである。無論多数決によって集团的意志の内容が決定せられるのである限り、それは多数者の意志を基体としているけれども、それは単に多数者の意志の累計ではなく、結果としては多数者の意志の方向に傾いているとはいえ、少数者の意志をも媒介して形成せられた全体的集团的意志であり、社会全体に妥当するものと判断せらるべきものである。このような性格を持つ集团的意志なるが故に、少数者といえどもその社会集団の構成員として集团的意志の形成又はその意志の内容の決定には参与したのであり、従って集团的意志に服従する義務があるのである。「集团的意志は……文化科学的概念なのである。」⁽⁵⁾ 個人的意志とは別個のこのような集团的意志こそが政治の中核をなすのである。

以上において政治は集团的意志の中核として行われ、集团的意志が形成される手続の典型的なものは現代においては合議制であることをのべた。しかし政治は必ずしも常に合理的であるのではない。却って政治には非合理的なことがつきまとうのが屢々である。政治はデモニーッシュなものを含むといわれるのもこの意味においてである。このことは例えば合議制によっている政治の実態をみてもわかる。形式的に多数決の原理によって集团的意志の内容が決定されたといわれる場合に果して実質的にみて多数決であったかという、必ずしもそうでないことがしばしばある。換言すれば実質的には少数の意志が基体となっている場合が稀ではないのである。更に実質的のみならず形式的にも少数者の意志によって政治が行われることもなくはない。専制政治、独裁政治はその例である。この形態の政治は合議制とはいわれないが、現代文明国家にはこの形態の国家が表面上形式上ないからといって事実において専制政治や独裁政治がないとはいわれないということは誰も認める場所である。そして政治の実際において必ずしも合理的な協議によって集团的意志の内容が決定されるとは限らず、また集团的意志の発動としての権力の行使も必ずしも常に合理的であるとは限らない。権力が人々によって納得せられて何らの抵抗もなしに行使されることは殆んどないのである。何らかの抵抗があればこそ権力として意識せられることもありうると考えられる。しかし権力的強制が政治につきものであるということは政治が非合理性を含みデモニーッシュであるという性格のみに基因するのではない。根元的には人間が社会的であると共に個人的であり、政治がこのよ

うな人間存在における現象であるところに基くと考えられる。そこで次に政治における強制の問題について少しばかりのべておこう。

人間は社会生活をする事となしには生存しえないのであるが、これは人間がただ自分の恣意のままに勝手な生活ができないことをも含意する。人間が属する集団はそれ自身存続しようとする傾向をもち、またこの傾向があるからその集団の構成員の生活が安定を得るわけである。集団そのものの存続しようとする傾向又は意志はその集団の構成員の個々の意志の総計ではなく、何か別個の新しい意志として認証せらるべきである。(勿論この意志を担持する形而上学的実体としての集団を構想するのではない。)ということはさきにのべた。この個人の意志とは別個の新しい性格をおびている集団の意志が個々人の意志と実際において異なり、又は相反することのあるのは見易い道理である。且つ個人はこの集団の構成員であると共に他の集団の構成員でもある。そして若しこれら集団間の対立があり、個人が他の集団の構成員たることに重要な意義を認めるならば、彼はこの集団の意志に対して対立することがあるのは必定である。そこでこの集団がその存続を強烈に意欲するならば、その意志内容を、多かれ少かれ存在する抵抗対立を抑えて、明確に決定し、また意志内容を実現するためには強制的権力を必要とするのである。そして集団的意志の内容が明確に決定され、それが強力に執行さたためには組織が必要であり、それぞれの任務をもった機関が必要である。現在において個人又は各種の社会集団に対して集団的意志の強制を最も強く及ぼし、また及ぼすことを必要としているのは国家であるから、集団的意志の内容の決定やその執行のための組織や機関が最も典型的に整備しているのも国家においてであるといつて差支えないであらう。

集団(特に国家)の権力的強制は集団的意志と個人の意志との間に間隙があるところにその発生の原因をもっと考えられるが、この間隙をうめるためには、個人の意志を権力によって強制して集団的意志に服従せしめる方法のみがあるとはいわれない。世間でよくいわれている『説得』とか『指導』とか或るいはまた『報奨』とかの方法もありうるのである。しかし究極においては権力的強制を手中にもっていなければ、集団的意志の実現は心もとないと考えられる。政治における権力的強制の根拠は、社会集団の構成員の団結と秩序が保持せられることは、その構成員たる個人の生活にとって望ましいことであり(ということは直ちに集団的意志と個人的意志との合致を意味しない)これを意志する集団的意志の実現のためには強制を必要とするといふところにあると考えられる。

以上は政治現象を考察したのであるが、われわれはそこで政治は集団的意志を中核とし、強制を伴う現象であるということをも認めた。これはあくまでも経験的事実に基いていわれることであり、経験を超えて政治そのものの本質を発見したのではない。一般に或るものの本質に関する問に対して完全な答を与えることは極めて困難であるというよりは全く不可能であるといつてもよからう。しかし政治に関して上あげた性質からして政治とは一体如何なることかという問に対する不完全ながらの一応の答は可能である。即ち政治とは社会集団において存在すると想定せられるところの集団的意志を中核としてその集団の任務を規定し、その方向に副って任務を実現しようとする権力をともなう努力又は行為たる社会現象である。

この不十分な定義に照らしてみると、さきに政治についてのべはじめたところで挙げた二・三の例における『政治』という言葉の使用は、若しも人が我が国の大学や小・中・高校や、町・村の現実の状況を熟視するならば、必ずしも誤用ではないということがいえるであろう。またこの定義によると政治が特定の社会集団殊に国家においてのみ生起する現象ではなく凡そ人間が社会集団において生活しているところには遍通的に存在する現象であるといえる。しかし現代の文明社会において、政治が最も典型的且つ強力に現われるのは国家においてであるから、倫理との関連において政治を考察するとき、国家における政治を選ぶことにする。

政治と倫理 さて現代文明国家における政治現象は極めて複雑な様相を呈しており、またそこで生活している人間の運命がその政治に依存している度は極めて大であることは多弁を用いるまでもなく明らかである。他方倫理は現代人の生活から漸次遠のき無力なものになって来ているという声がかれる。しかし法が如何に緻密に人間生活を規制し、政治が如何に権力的強制を行なおうとも、人間の心の底に徹して人間を規制する倫理の力又は法や政治の及ばない領域においてなお力をもつ倫理が人間の社会から姿を消すとは考えられない。それどころではない。政治が真に人間の社会生活を向上せしめ、人間がより高きへ登りうるためには、倫理が人間生活に浸透することが望ましいのである。

政治と倫理とは共に人間生活に関わりをもちながら、それぞれ別々の領域をもつと考えられる。しかし人間の政治的と思われる或る具体的行為は同時に倫理的意味をもっているのである。また人間のある具体的な道徳的態度は直接的にか間接的に政治にかかわりをもつのである。では一体政治と倫理とはどのような関係をもつのであろうか。人間生活が極めて複雑な様態で営まれている現代社会においては、政治も倫理も共に複雑な構造をなしていることは多言を要しない。したがって若し政治と倫理とが相互に関連しているとするならば、その関連の仕方も亦甚だしく複雑であり、多岐にわたっていることが推測せられる。そのような複雑であり多岐にわたる両者の関連について、残るくまなく考察することは不可能に近いから、ここでは二・三の主なる関連について述べることにしよう。

第一に政治現象は集团的意志を中核として生起するといわれたが、国家における集团的意志について考察するに、そこには色々な緊張を孕んでいることがわかる。そしてその緊張は倫理においても認められる。

国家集団の意志が何を以て内容とするかということは容易ならぬ問題を孕んでいる。しかも国家集団はいろいろな問題を孕みつつもその意志内容を決定し、その方向に副ってそれを実現するよう努力しなければならない。国家集団の構成員即ち国民はそれぞれ個別的な意識・思想をもっていることは論をまたない。全く同一の意識・思想は二つとないであろう。このような個々別々の意識・思想が生れる原因又は条件にはいろいろなものがあるであろうが、そのうち若干の主なものあげると、遺伝的素質、性、生齡、居住地域、教育、職業等々があり、また大きくいって、彼がどんな民族や階級に属するか、等がある。これら諸種の原因又は条件によってそれぞれ異別の意識・思想をもつ国民全員が実際に受け容れるであろうような国家の意志を造成することは恐らく不可能

であろう。そこで国家の意志がおのれを実現するに際しても強弱様々な緊張関係が発生するわけである。就中民族や階級に基因する緊張は極めて大がかりではげしいことが屢々あるのである。そこで次に民族及び階級にまつわる問題に関連して政治と倫理との関係を考察することにする。

(民族問題) 先ず民族——folk nation (英), Volk Nation (独), people nation (仏)——にまつわる問題からはじめることにする。民族を如何に概念するかについては色々な説があって一概にはいえないが、最も広く承認せられていると考えられるのによると、民族とは血縁の確信、言語、地域、経済生活及び文化の共通性を基礎として、そこに現われる心理状態の共通性を有する人間の集団であるということができよう。民族がこのような性格を有する集団であるとする、人がどの民族に属するかによってその心性を異にすることは了解せられるに難くない。これはしかし同一民族に属する人はすべて同じ心性をもっていることを意味しないのは勿論である。がしかし大体において同一民族に属するものは何程か共通の心性をもち、同一民族に共に属するといういわゆる共属意識をもっていることは、まぎれもない事実である。そこで一国家が一民族のみによって造成されているか、その国家内の諸民族がぬきんで強力な一民族によって支配されているかする場合、然らざる場合即ち概ね互角な多民族が一国家を造成している場合に比して、国家内の分裂の可能性が小であることになるが、自民族の優秀性の自負又は他民族の蔑視若しくは排他思想を特徴とする偏狭な国家主義を醸成する危険性がある。一国家が数個の民族から成り立っている場合には国内に民族的緊張関係を生じやすい。この例は歴史上数からず見出すことができる。この場合には国家の意志の実現のためには権力的強制は極端にはしることも止むをえなかった。而も数個の民族のうちのある一・二の民族が比較的強大である場合には、国家の集団的意志はそれら有力な民族の集団的意志によって代われ、弱小民族は全く屈従を強制せられるのみであることが屢々であった。このような事態が特にあからさまに大規模に出現したのは、資本主義が成熟して帝国主義の段階に達した国家の植民地における異民族政策においてである。しかし今次の大戦を契機として植民地における後進諸民族がナショナリズム（この場合、民族の独立を標榜し自らの国家を形成しようとする思想又は運動を意味する。民族主義、国家主義、）の旗印のもとに急ピッチで解放をかち取りつつあるのは極めて重要な歴史的事実である。そして我々はこの解族運動のうちのあるものが、スターリンによって基礎づけられたところの民族解放を共産主義運動（資本主義打倒運動）の一環としてみる見解によって支えられていることを見逃すわけにはいかない。帝国主義的資本主義体制の抑圧と搾取とからプロレタリアを解放する闘争の一環として植民地民族の解放がとり上げられているのである。プロレタリアの解放と民族解放とは相互に裨益し合う。世界におけるプロレタリアの勝利が拡大すればするほど、民族の解放は進捗し、逆に民族の解放が拡大すればするほど、資本家陣営は弱体となり、プロレタリアの勢力は強大となる。かくて人間が自己疎外を止揚し、再び人間性をとりもどそうとするヒューマニズムの運動はいよいよ勝利へ近づくことになる。というのがスターリンの民族解放に関する理論に立脚する人々の見解であるが、この見解に全く関係せしめることなしに世界的規模において生起している民族解放運動を考えることはできない。しかしスターリンの主義又は理論のみで民族解放運動を解明することも亦無理であると考えられる。

とにかく今やある民族の集団的意志が他民族の幸福の犠牲の上に実現せられるということは次第に不可能になりつつある。これは植民地の問題からはなれて一国内における民族の問題に移して考えても同様である。一国内の一・二の民族のみの繁栄が他の民族の犠牲によって購なわれる如き政治は次第にその影を淡くして行きつつある。若し一国内に数個の民族が生存しているとするならば、それらの諸民族は平等にその国家の集団的意志の決定に参劃するのではなければならない。

そもそも国家が単一民族によって構成せられていると、複数民族によって構成せられているとの別なく、自己の民族が殊に優秀であると自負したり、他民族を排斥したりすることは差ひかえられねばならない。このことは何もどの民族も皆同じ能力をもっているとか、又は持つべきだとかいうのではない。どの民族もそれぞれにその特徴をもっており、またその特徴を生かすべきであろう。しかしそこに民族的偏見や人種的偏見をさしはさむべきでないというのである。

民族にまつわる政治的な問題は、一方において、人が如何なる民族に属するかによってその意識・思想及び行動を異にし、ただそれだけに基因して社会的緊張を生ずる場合と、他方において、更にその上に人が民族的エゴイズムをいだき又は自民族と他民族との間に価値的差等をつけることに基因する社会的緊張を生ずる場合とに大別できるであろう。後の場合は前の場合から必ず発生するとは限らないが、史上しばしば現われ、大がかりな悲惨な情景が繰りひろげられたことは周知の通りである。

(政治と倫理との理念) 民族的といわれ、人種的といわれる偏見が取り除かれるには、すべての人が人間として平等であるという理念が設定されなければならない。民族を異にし人種を異にし、またその他いろいろの条件を異にするに従って、人はそれぞれ差別をもっているのは事実であるけれども、人としてすべての人間は平等であるという理念は現代の政治の向うところであり、同時にまた倫理の根本的原理である。

我々は上記の政治及び倫理の原理をわれわれの日本国憲法の中に見出す。憲法の前文に「……諸国民との協和 (peaceful cooperation with all nations) による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保……することを決意し」とあるが、諸国民との協和が可能のためには諸国民又は諸民族がそれぞれ独特の性能をもっていながら、世界において同等の権利をもっており、また人がいずれの民族に属そうとも人として平等であることが認められておるでなければならないし、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢が可能のためには、国民の一人一人が等しく自由であることが前提される。そしてこの前提が保障されるべく、本文第十三条に「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」第十四条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されており、更にこの前提の確保は国民各自の義務として第十二条に「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と謳ってある。

日本の国民相互の間においては勿論、外国人に対してもあらゆる偏見を去り、人間尊重の精神を

貫くところに日本国憲法の理念が認められるが、その理念は「恒久平和の念願」(前文)となり、「人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」(前文)に至らしめる。しかし日本国憲法の謳う理念が実を結ぶためには、等しく人間尊重の精神に徹した「平和を愛する諸国民の公正と信義」(前文)に支えられなければならない。我が国としてはこのような諸国民が世界に存在することを信じ、またその諸国民の精神を信頼して、この崇高な理念のもとに歩を進めるのである。これは新しい歴史への輝かしくも名誉ある行進である。何となれば今や「国際社会」は「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている」(前文)からである。

日本国の集団的意志は右にのべた理念によって導かれる。日本人めいめいはこの集団的意志の実現に努力すべき義務がある。そしてその義務はまた国際的視野において実現されることが希求されているヒューマンイズムの求めるところである。それは我々が人権に関する世界宣言に目をむけることによって明瞭に理解せられることができる。

人権に関する世界宣言は前文冒頭に「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利との承認は、世界における自由、正義及び平和の基礎をなしている……」と断定し、つづいて「人権の無視と軽べつとは、人類の良心をふみにじった野蛮な行為を招来した……」と難じ、第一条には「すべて人間は、生れながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもって互に行動し合わなければならない。」と香高いヒューマンイズムを謳っている。以下第三十条に至るまで、色々な場合に常に人間性が尊重せらるべきことを宣言しているが、それらについてくどくどしくこれ以上此処に述べることの必要はないと思う。

日本国憲法にしろ、人権に関する世界宣言にしろ、すべての人が人として固有の権利をもち自由であるということ、換言すれば人は等しく尊厳性をもつということに基づいていると考えられる。このことはまたヒューマンイズムに立脚しているともいわれうるであろう。このようにみえてくると、日本という国家内における政治や世界的視野においてみられた政治の基本は倫理にあるということができる。

現在日本は概ね単一民族からなっているから、国民間に民族的偏見に基因する緊張の起る可能性は少ないが、外国に対する民族的偏見から諸外国との協和を欠く惧れは皆無とはいえない。しかし諸外国との協和を欠いでは日本国の理想は実現せられない。それは前述した通り憲法に明らかである。日本国の集団的意志は民族的偏見を去り、如何なる民族に属する人をも人として等しく尊重することを内容の一つとしているのである。即ち日本の国家の意志内容の重要なものの一つはヒューマンイズムである。ところがヒューマンイズムの理想は一挙にして実現できるものではない。国内のすべての人がこの国家意志の内容の方向にむかって努力することは望むべくしてなかなか現実化しない。反対の方向に走るもの、あるいはそうでなくとも積極的努力をなさないものもなしとしない。だからして国家意志のこの内容の実現は政治的且つ倫理的当為として要求せられるのである。

(階級の問題) 民族的緊張から人間を解放することが政治的理想の一つであると共に倫理的理想の一つであるということは以上によって大体理解せられたと思うが、現代の政治に関し民族と同様

に重大な意味をもつのは階級——class (英), Klasse (独), classe (仏)——である。ところが階級は現代社会において重要且つ基底的な意義をもつに拘わらず、それが如何に理解され又社会構造論上如何に位置づけらるべきかについては未だ必ずしも一義的な結論が得られてはいない。そこで本論において立入った階級論をなそうとするならば、種々なる立場からなされた階級論を一々検討しながら論を進めることになるであろうが、このようなことはもともと社会学などで行わべきであろうから、此処では割愛された方がよいと思う。とはいうものの階級についての大体の理解をもっておくことは望ましいのみならず、本論を進めるにあたり必要であると考えられるから、一応の概念規定はなされなければならない。そこで大把みにいうと、階級とは全体社会の内部における勢力分配の不平等に基づいて形成せられた上下関係——対立性と自己主張性とをともなう支配と服従の関係——に立つ人々の集群であるとなる。これは一般的に通用すると思われる形式的概念規定であるが、この規定を歴史的又は現実的な社会にあてはめると、種々なる階級的上下関係の様相が浮び上ってくる。即ちカーストとか、身分とか、狭義の階級(近代のそれ)とかである。階級概念の中心要素は社会的勢力の分配の不平等を表現する地位の上下関係であると考えられるが、これはその階級をめぐる社会の体制的枠組の性格によって規定されるということが出来る。ではこの体制的枠組の性格とはどんなことかという、例えばカースト社会における体制的枠組の性格上の特徴は宗教的勢力(威力)が決定的要素を占めるところにあり、身分社会におけるそれは政治的勢力(権力)が決定的要素を占めるところにあり、階級社会におけるそれは経済的勢力(富力)が決定的要素を占めるところにある。ということが大体において認められる。であるから、カーストの上下の差等は主として宗教的勢力によって、身分のそれは主として政治的勢力によって、階級のそれは主として経済的勢力によって生じさせられるといわれる。しかし如何なる体制的枠組も上記の三勢力のうちいずれか一つだけによってあるのではなく、三つの勢力がいずれか一つを優勢な要素となしつつからみあっているところに成り立つのであり、そのいずれの要素が優勢であるかによって枠組の性格が決定されると考えるのが妥当である。またいずれの枠組であるにしろ、上下、支配・服従の関係がある限り、結局上層又は支配の位置にある階級が政治的勢力(権力)をもっていることは勿論である。

さて近代乃至現代の社会の体制的枠組は経済的勢力を優勢な要素として形成せられているから、人々が上下の関係のいずれかに位置づけられる主たる要因は彼が経済的勢力(富力)をもつかもたないかにある。富力をもつものは支配階級を、それをもたないものは被支配階級を形成する。このような近代の階級は狭義の階級といわれるが、単に階級という場合にも身分などから区別して用いるときには右の狭義の階級を意味するのが普通である。そして現代の国家の政治において問題になる階級は、印度の如き国家については別として、いうまでもなく狭義の階級である。

さて現代の階級の分立は極めて大把みにいうことが許されるならば、支配層である資本家階級と支配される層である労働者階級とのそれである。極めて大把みにいうのは、実際について細かにみると、右の二階級だけで社会が成り立っているのではなく、現代において益々増加の傾向にある第三次産業従事者⁽⁶⁾の中に入れられる新中間層の人々の増加や未だ前近代的生産様式に従っている広

範な農民層や小工業者層が残存しているのが眼につくからである。しかし現代の階級対立は労資のそれを主軸として動いているとみるのが最も妥当な線であろう。階級は他の階級に対して本来的に対立状態にあるといわれるが、しかしこの対立がすべてその階級によって明確に意識されているとは限らない。即ち事実上差別状態において他に対立している階級——マルクス流の考えによると即自的階級 (Klasse an sich) ——が同時に他に対して利害の対立関係にあることを意識し自覚的組織的行動に出る階級——マルクスのいわゆる対自的階級 (Klasse für sich)⁽⁷⁾ ——であるとは限らない。しかし階級の即自的階級から対自的階級への移行即ち一方においては階級の階級意識化、他方においては階級の組織化は何人も近代乃至現代において明瞭に認めるところである。そしてこのような階級意識の旺盛な組織化された階級が相互に対立闘争している現実をも亦何人も認めるところである。現代の政治はこの現実の上に立ってなされているのである。

労資の二大階級対立の廃絶をテーゼとする社会主義国乃至共產主義国についてのべることはしばらく措き、我が国の如き資本主義体制の上にある国家について考えるに、国家の政治の基幹がこの階級対立の事態によって大きく動かされていることは見逃がされえない。我が国の集团的意志の理念にも拘わらず、その意志の内容を具体的に決定するところのいわゆる選良たる国会議員は概ね階級のいずれか一方の代表である（労資のいずれにも属さないいわゆる中間階級の代表と称するものもあるが、せんじつめれば、支配、被支配のいずれか一方の階層の代表とみられようようである）のが現実の事態であるとするならば、そして一方の代表が他方の代表よりも数において大であるならば、彼らの決定する集团的意志内容はその多数の方によって代表せられる階級の集团的意志の方向に傾斜するであろうことは推測するに難くない。そして国民それぞれが自己の代表を選ぶにあたり、彼らが未だ即自的階級の段階にあり、階級的自覚に達していなかったり、あるいは政治について自分のこととして自覚することがなかったりするならば、真におのれの代表として相応しい代表を選ぶかどうかは甚だ怪しいと考えられなければならない。かくて若しも各自の選んだ代表が彼を選んだそれぞれの国民の意志に対して彼の社会的位置の本性からして背反する意志の持ち主であるならば、即ち選挙者が自己の代表として相応しいと信じて投票した被選挙者が本当は対立者の代表であるならば、選良たちの構成する会議において決定せられる国家の集团的意志の内容は主権者たる国民の真の意志を反映しないものとなるであろう。以上の二点を総合して考えると、真に国民の意志を反映することなしに国家の集团的意志の内容が決定され、而もその決定はいずれかの階級の意志への傾斜をもつ可能性があるといわれよう。そして現実の政治をみると、この可能性は単に可能性に止まらず、現実になっているとも考えられるのである。そして国家の集团的意志が一方の階級に傾斜しているというとき、その一方の階級は資本主義体制の国家においては資本家階級であることも今日では殆んど常識として通用している。資本家階級をもって支配階級であるとなす見解がそれである。この見解を徹底的におし進めて行けば、国家権力はすべて資本家階級的手中にあり、資本家による労働者階級の搾取は形式的に合法化された国家機関の支えによって容易に行われよう。国家は資本家が労働者からより容易に搾り取り、支配階級が被支配階級をより容易に抑圧し統御しうるための手段である、というマルクス主義者の国家観が生れてくるわけである。一般的にい

って国家そのものがマルクス主義者のようなものであるとは考えられないが、現実に存在する国家の政治についてみるとそれが彼らのような性格を全くもたないとはいいきれないような感じがする。

しかし国家の政治は特定の階級のためのものであってはならない。現実に国家の集团的意志が一部の集团的意志とすり替えられ、政治が特定の階級のために行われることがあればあるほど、国家の集团的意志がまことの集团的意志となり、政治が国家の全構成員のためのものにならなければならないことがいよいよ強く要請せられるのである。そしてこの要請を支えるのは、いうまでもなくヒューマンイズムの理念である。ここにおいても政治の根底を支えるものは倫理であることが再び見出されるのである。

このように倫理がまことの政治を支えると考えられるが、逆に政治が倫理を支えるとも考えられる。それはしかし如何なることを意味するのであろうか。それは、倫理の世界においてヒューマンイズムの実現が志念せられ、人間性の自覚によって培われる人間のヒューマニスティックな徳性の涵養などが努められるにしても、錯雑した現実が容易にヒューマニスティックになることは保証せられない、他方において政治によって大きな社会的規模において社会全体の方向がヒューマンイズムに向わしめられることによって倫理の世界が支援せられることも認められねばならないという意味である。

さて階級間の緊張は政治においてのみならず、倫理の世界においても問題を孕む。階級がそれぞれの政治的意志をもち、それが各自己主張をなすのであるから、そこに緊張が生じ闘争がくりひろげられるのは当然である。人はいずれの階級に属するかによって、一方においてその政治的意志を異にするということは現実に着眼すれば直に分ることであるが、他方においてその道徳思想又は倫理観もしくは道徳感情を異にし、そしてそれらの差異は単なる差異に止まらず、緊張をはらんでいるということも否定されえない。そこで倫理の世界においても階級的緊張があることになるのである。そしてこの階級的緊張が何故に存在するかということになると、矢張り根元的には、理念的には人間は人として平等であり等しく尊厳であり、ある人が他の人を圧迫したり搾取したりすることは正しくないといふと謳われていても、事実においてそのヒューマンイズムの精神がすべての人の心を貫かず、またその精神による実践が現実の複雑な社会体制の中で人間が人間を圧迫し搾取しないための方途にまで進展しないことによると考えられる。このように階級的緊張の面からみてきて、われわれは結局人間の倫理的的精神及び実践の問題に出会った。そこでわれわれは次に政治にかかわる『人』の面から政治と倫理との関係を追ってみたい。

(人間の實踐における政治と倫理) 今日の文明国家は大い議院制をとっているが、それらの国家では一方においては政府機関及び公務員群が存在し、他方においてはそれらを批判統制し、また立法をなす議院があり、更に議院の構成員たる議員の政治活動を方向づける集団たる政党が存在する。これらのものが相互に関連して政治の組織をなしている。政府機関は公に定められたところによって作られ運営されるし、公務員は公に定められた仕方で公務を処理する。議院は法に定められたところによって運営され、政党は多数人により公共的に討議され決定された綱領により行動す

る。其処には私的な見解が入る余地はないかの如くである。しかしあらゆる政治的行為即ち立法にしる行政にしるあらゆる政治的行為は結局のところ人間の行為である。如何にすぐれた制度といえども、それを運用する人がなければ死物である。すぐれた制度を十分に活用しその真価を発揮するにはすぐれた人を得なければならぬ。当を得た人物なくしては、すぐれた制度もすぐれた制度となりえない。政治の良否の根幹はそれを行う人にある。尤も近代国家における政府機関や官僚制度は極めて巨大な機構をもち、いわゆるマンモスの機械の様相を呈しているのだから、その中で働いている官僚はその巨大な機械の部分品と化し、平均化され、その人間的力は微小化されている実状を眼を蔽うてみないわけではないが、しかし結局政治の究極の拠点は主体性をもつ人間であることは否定されえないと考えられるのである。

一般に政治というとき、それは広狭二つの意味をもっている。狭義の政治とは国家の集团的意志内容を決定し、それにもとづいて政府機関又は公務員の行う業務を批判統制する作用である。この作用の担持者は狭義の政治家といわれる。例えば国会議員とか政党の領袖等がそれである。ところが広義の政治はこの外にいわゆる行政作用をも含めて意味する。行政を掌る者は行政公務員である。そこで我々が政治と倫理との関連を人に着目して考察しようとするとき、その人は政治家である場合と行政家（行政公務員）である場合との人に分けてみられるのが便宜であろう。更に政治家が国家の最高の意志を決定するにしても、その政治家が議員として直接に議会に参加し強力に作用しうするためには、大ていの近代国家においては彼は国民の投票によって議員に当選しなければならない。そこで政治に対して国民の一人一人も亦重大なる関係を有するから、政治と倫理との関係が人を核としてみられるとき、一般国民としての人が問題とされなければならない。要約すれば、(1)政治家としての人、(2)行政家としての人、(3)国民としての人、この三方面から政治と倫理との関連が考察されなければならない。

(1) どのような政治家が望ましいかという問に対して、望ましくない政治家を政治屋(politician)とよび、その性格を示し、それに対比して真の政治家(statesman)が如何なるものなるかを明らかにすることによって答えるのも一つの方法である。

世間である政治家を政治屋とよぶとき、それは多少さげすみの心をもってよばれているのが通常である。政治屋とよばれている政治家はどんな行動をとっているであろうか。彼は自己本位であり、マックス・ウェーバーの言をかりると政治によって(von der Politik)⁽⁸⁾ 自己の生計を立てる人(政治を食いものにする人)であり、国家集団全体の立場に立って行動せず、特殊の立場例えば党利党略だけから行動し、選挙に勝つためや利権のためには如何なる卑劣な行為をなすことも辞せず、そこに何等の政治的理想も節操もない。時としては大衆と共にあるかの如く、時としては大衆を侮蔑する。其処には何等の人間尊重の精神もない。徒らに権謀術策を弄し、経世の責任感がない。他の政治屋との間に親分子分の関係を結び、公党たるべき政党を私党化し、裏面工作又は圧力によって政治の正道を曲げ、私腹を肥やさんとする。政治屋とはこのような行動をとる政治家である。真の政治家は凡そこの政治屋とは反対の行動をとる人である。

真の政治家はマックス・ウェーバーのいわゆる政治のために(für die Politik)⁽⁹⁾ 自己を献げてい

る人であり、私利私欲を去って国家公益のためにつくしている人である。彼は高邁な理想によって国政の指導に当るのみならず、大局を洞察する聡明さと国家社会に対する責任感と誠実さをもっており、更に徒らに理想にのみ眼を向け現実を見極めることを怠るようなことなく、現実をまともに視つめ、その上に立って理想に邁進するねばり強い実行力をもっておる。国家の現実には内に複雑な緊張を孕んでいるから、その上に立って政治を行う人は一方のみに固執し、他方に対しては何らの顧慮をも払わないが如き偏狭さがあるとはならない。真の政治家はその意味において包容力を備えている人である。世人が真の政治家として想定しているところのものは凡そ以上の如きであるが、このような世人の想定を基にして望ましい真の政治家に必要な要素をあげてみると、凡そ次の如くなる。即ち一方において高邁なる識見、信念、誠実、聡明を心に宿していると共に、他方において何といても政治は錯雑している事柄の現実的処理であるから強烈な実行力と方策をたてる能力を持っていなければならない。更に政治が望ましい実績をあげようためには、大衆の支持を受ける必要があるから、説得力や人に好感を与える風采を備えていること、言いかえると人を吸引する人物であることが必要である。又政治家が経済的に自己の生活を絶えずおびやかされているようでは社会の公益に専心できないから、相当の財力が必要であることも忘れてはならない。以上の如き諸要素を備えた政治家が望ましい政治家であると考えられる。

このような要素又は条件をすべて具備する望ましい真なる政治家を現実にも求めてもなかなか見つからないであろう。このような政治家は史上にも極めて稀であるといつてよい。現実にあるのは理想の政治家への近さの程度において種々なる段階にある政治家である。理想に極めて近い政治家もあれば、極めて遠い政治家もある。理想の政治家に遠のくにしたがって政治屋の要素が増加する。政治屋といわれる者も程度が同じであるのではなく、前にあげたような政治家たるに望ましくない諸要素又は条件をほとんどすべて具備した政治屋もあれば、政治家たるに望ましい条件をいかに備えている政治屋もある。政治家（ステーツマン）といい、政治屋（ポリティシアン）というも、類型的な用法であつて、両者の境界即ち何処までがステーツマンであり、何処からがポリティシアンであるという境界線はない。しかしポリティシアンには低い価値又は反価値が帰せられ、ステーツマンには高い価値が帰せられている。これは世人の政治感覚によると考えられるが、この政治感覚の底には道徳的感覚又は倫理観がひかえていると思われる。

今少しくこれについてのべよう。国家の目的は国家社会の秩序の保持と防衛である（これについては本章第五節 1 国家の特質の項において論究した）が、国家の集団的意志の内容もこの目的をはたすことを最大の任務としているといわれねばならない。そして国家のこの目的はその構成員が生活の安定と向上、一般的にいって望ましい人間生活を営みうるようにすることを含意していることは少くとも現代の文化国家においては明らかである。若しも政治家が自己の私利のみを追求し、国家全体の安寧をはかり国民すべての福祉のためにつくすことを怠るならば、あるいはおのれのみ私利とまではいかなくとも、或る特定の人々だけの利益のために政治を行うならば、彼は政治家ではなくして政治屋といわれる。何となれば国家の全構成員のための政治を行うのが真の政治家であるというのが良識ある人々の政治観であるからである。

ところでこの政治観は、すべての人が等しく生存をつづけ、更に幸福な文化的生活を追求する権利をもち、国家したがって国家の政治を行う者はすべての人のこの人としての権利を尊重し、その権利の充足されるよう、あらゆる条件を整えるべきであるという倫理観を前提している。ステーツマンであるか否かの重要な試金石の一つは人々の心にいだかれているこの倫理観である。したがって政治家が真の政治家になることは政治の倫理化を意味する。ここで政治が倫理化されるとは政治がヒューマニズムに立って行われることである。しかし政治家が真の政治家になり、ヒューマニズムが政治に浸透して行くことは、ヒューマニズムが単に倫理の領域に止まらないで、政治化されることである。これは倫理の政治化ともいわれるであろう。政治の倫理化と倫理の政治化とが相即するところに真の政治があるといえよう。

(2) 国家意志の内容を執行するものいわゆる行政業務を行う公務員がある。行政は国家権力を背景として国民生活のほとんどあらゆる方面に行われているのが現代の文化国家の様相であるが、これら様々な人間生活の事柄に関して機能する行政は結局人間によって行われる。その人間は国家又は公共団体によって特定の権利を与えられ特定の義務を課せられている公務員である。尤も公務員は個々別々にはなく、大きな行政組織の中の一人として行政の事に当たっているのであるから、個々の公務員はそのような巨大な組織機構の中の一部、即ち類比が許されるならば、大きな機械の中の一つの歯車として、あるいは一つのベルトとして、あるいはその他何等かの一部分として動いている。従って公務員の一人が如何に独特の仕方ですらの任務を果そうとしても、彼の意志とは別途にうごいて行く全体の機構のうごきに従ってうごかざるを得ず、公務員個人の意義は極めて小さいとも考えられる。しかしなるほど個々の公務員はその組織又は制度の中でうごくということは事実であるが、機械の中の歯車というのはあくまでも比論であって、公務員が何らの意志をもたず人間ではないところの歯車と同じであるとは考えられない。複雑で錯綜している国家行政は勿論個々ばらばらの公務員のはたらきで完うせられることはできない。整備された行政組織又は制度といわれるものが必要である。しかし如何に行政組織が完備されていようとも、組織そのものは結局死物である。それを運用しうる人がおることによってそれは活物となる。即ち国家意志の内容の実現は行政組織又は制度を通じ人間によってなされる。だからこの運用する人間がどんな人物であるかによって行政が規定されることは認められねばならない。而も公務員は国家権力を背景にしており、国家社会全体にかかわる重要な事項を処理することを任務としており、巨大な組織又は制度の一環としての存在性格をもっているから、正にこの故に彼の行動は一般人に比して社会に大きな影響を及ぼすと考えてよいとするならば、彼が如何なる人物であるかが極めて重大な意義をもっていることになる。だからこそ法的にも公務員に対しては一般人に対するとは別個の義務が課せられているのである。例えば我が国の国家公務員法第九十六条に、「すべての（国家公務員たる一筆者註）職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と公務員のサービスの根本基準が定められている。

人間誰も私欲のないものはない。のみならず、これは甚だ強烈且つ根元的なものである。公務

員といえども人間である限りこの私欲から解放せられてはいない筈である。しかし公務員としては公務の遂行にあたっては、『私』を離脱しなくてはならないことが要求せられる。そしてこの要求が国家の意志の表現としての法の形をとって現われたのが、さきあげた公務員法の規定である。

人間は私欲に対して弱い。往々にして私欲にのみはしり、公益を忘れ勝ちである。しかし人間が私欲への傾向性のみによって行為するならば、社会生活は破壊され、人間は人間たることをやめざるをえなくなるであろう。だから人間が、公務員でなくとも、公益を重んじ、他人のためにつくすことは必要であり、また人間の道徳的義務でなければならない。しかし就中公務員は彼がはたす社会的機能の性質上公益を重んじ、社会に奉仕する心構えが必要である。法によって定められた公務員の服務規律（前掲の服務の根本基準の外、多くの規律が定められてある）を重んずることは勿論必要である。しかもこの規律を完全に守ることは実際にはなかなか困難であると考えられるが、国家社会は公務員である限りの人間にこの困難を克服するように努めることを要求するのである。ところで公務員に対して法の形において社会が要求する義務が彼によってまことに果されるには、そのような公益を重んずる徳性を彼が涵養することが望まれる。換言すれば、このような義務が単に法的義務としてではなく、道徳的義務として受けとられることが望ましい。即ち行政がまことに望ましい相においてなされることは、それを行う公務員の徳性が向上することに依存する。行政がまことに望ましくなりうるには、行政が倫理化されねばならない。ここでも政治の倫理化をいうことができる。

ところが他方において前にもいった通り、私欲を去り公益を重んずることはいうべくして実際にはなかなか困難である。だから公益尊重が社会倫理として単に道徳の世界のみに委せられるならば、この社会倫理の社会への浸透は進捗しないかあるいは極めて遅々たるものであろうが、行政をみつから公務員がその本来の使命をはたして倫理が政治を規定し、倫理が政治社会に充滿するならば、即ち倫理が政治化されるならば、国民の道徳生活も著しく向上するであろうことは推測するに難くない。

さてひるがえって我が国の現実をみるに、事態は望ましい方向にむいていないようである。このことについては此処に多言を要しないであろう。われわれは公務員が服務規律を遵守すると共に自己に課せられた道徳的義務を自覚することを切望するものである。公務員にとって主に要求せられるのは、事務を精密、迅速、明確に処理し、規定に通じ、職務に専念し、事柄によっては秘密を保持し、職務上上司に服従し、関係者と協和し、費用を節約するというが如きことであるが、これらの性能を上から統合するものとしてあるいは根底において支えるものとして、全体人間としての温かさや私利私欲の放下や公益を重んずる精神又は公僕としての犠牲的精神が公務員に要求せられるであろう。かくて行政も倫理に支えられることによって望ましい姿をとりうるのである。

(3) 政治家がよくなり行政家がよくなれば、政治がよくなるであろうことは推測するに難くないが、政治家（彼らは行政を批判し統制する権限をもっている）を選び、また直接的に行政を批判するのは近代の民主的議会制国家においては民衆（政治家、行政家もまた民衆の一人である）である。だからして政治の問題について一般民衆又は国民も大いに関係があるといわれねばならない。

国民の政治又は行政に対する批判は自由な言論によってなされるが、決定的な政治的行動は各種の選挙権や国民投票権の行使などによってなされる。例えば国民の一人一人がその選挙権の表現たる投票用紙を如何なる人物に投ずるかが国の政治を如何なるものにするかを決定する。国民の有する主権はこの投票において最も端的にあらわれるといわれねばならない。主権者たる国民が政治的にみて重大なる意義を有するおのれの選挙権を行使するにあたり、とる或る態度は或るいは一国の重大なる運命にかかわるかもしれないのである。若しもある人がその選挙権を行使するにあたり、自己のよこしまな私利私欲のためにか、あるいは特殊な私的な人間関係などのためにか、其他何らかの私的な要因からして、中正な立場に立つことなくして、政治家として適当でない被選挙人に投票するならば、彼は尊い政治的権利を誤用し、政治的義務にそむいたことになり、責任をはたし得なかったことになるのみならず、それは多くの人々を不幸に追いやることの原因の一部を造ることになり、道徳的にも悪を行ったことになる。選挙権の行使には政治的責任のみならず、道徳的責任があるのである。若し選挙権者が選挙にあたり、良識に基いて投票するのみならず、政治意識を高め、絶えず公正な見地から政治家の言動を批判検討するならば、それら民衆の目の前に立った政治家も自ら省みることも多くなり、彼らの政治的行為も本来のあり方に次第に近づいて行き、そのような政治の行われる社会にすむ人々にも次第に幸福な生活が訪れるであろう。だからして一般国民としての人が政治意識を高め、本来の政治の原理に照らして現行の政治を批判検討し、更に選挙権の公正な行使をなすことは、ただに政治的義務であるのみならず道徳的義務でもある。——選挙権以外の参政権についても同様なことが考えられる。——

さて一口に議会政治の国家といっても、国会を構成する議員の選出即ち選挙の方法や国会と内閣の関係や政党と国会又は内閣との関係などがすべての国において一様であるのではない。これらのことについて詳細に論ずることは倫理学の課題をはなれるから、割愛することにしたいが、しかし現代の民主国家においては一定の年齢に達した正常な人は男女を問わずすべて議員を選挙する権利が法によって与えられていることは十分に留めておかななくてはならない。

人はすべて人として尊厳であり平等であるということは道徳的普遍的原理でなければならない。若し宗教的な言い方が許されるならば、人はすべて神の子として平等である。如何なる高官も碌々として生活している庶民も、人として差別はない。如何なる人も人として平等の権利をもち義務を負う。このようにして宗教的には神の子として、道徳的には尊厳なる人として、すべての人が平等であるという意識を法意識にまでもたらしたのが近代の自然法思想であった。近代国家においては人は単に宗教的倫理的に自由であり平等であるのみではなく、法律によって自由を保障され、法的に政治的に自由であり、平等の権利を保障されている。普遍的な人間性が宗教や倫理の世界において認められるのみならず、法や政治の世界においても認められ更に保障されるに至ったのである。人間の自由と平等の権利が法的に政治的に認められ保障されたということは、ただ権利の面に止まることは許されない。人が自由と権利の平等とを法的政治的に保障されたことは、それだけ人の普遍の人間性が現実化したことを意味する。だからしてこの方向への道を積極的に歩むことは単に一般に人としての義務であるばかりでなく、政治的義務でもある。と考えられねばならない。何とな

れば、各人が自己に与えられた法的政治的権利を正当に行使することなくしては普遍的人間性が現実の社会に実現することは不可能であるからである。各人がおのれの法的政治的権利を正当に行使することは義務である（日本国憲法第十二条参照）。例えば各人がその選挙権を正当に行使することは民主政治が意図する政治の実現につくすことになり、それは更に人類普遍の原理、即ち人間の尊厳の実現へ貢献することである。これは人間の政治的義務であるばかりでなく、道徳的義務であることは明らかである。現代においては国民が、その参政権を尊重し、その国家が正義に充ち、国民が自由を享受しうるようにすることは、国民各自にとってただに政治的義務であるのみならず、倫理的義務である。正に倫理は政治化されなければならないのである。

現代においては、社会生活における政治の意義が一般の人によって強く意識されて来たことは事実である。そして社会におけるあらゆることが政治的処理を待っているという風に考えられている。道徳生活における諸問題も単にそれが各人の心意や行為の道徳性を向上させようとする事によってのみ解決せられるとは考えられない。政治によって社会生活全般が、人間の道徳生活を保障するように形成せられることが要請せられる。そのためには政治家や行政家が道徳的になることが求められるのであったが、一般国民の側にあっても、彼らの一般生活が倫理化され、それが選挙権行使の如き政治的行為にもあらわれ、政治の中に倫理が注入されることが望まれる。そして倫理化された政治は社会的規模において逆に道徳（倫理）の世界を向上せしめるであろう。倫理の政治化と政治の倫理化とが相即するところに、まことの政治があり、倫理の現実態がある。

要するに人間の形成する社会が、広領域に及び一人の人間が同時に幾多の社会集団の構成員になっており、従って人間関係が極めて複雑且つ錯綜している現代における国家においては、人間の心情だけが善良であれば事足りるとはいわれえない。多面的に他者と関係している人間によって構成せられている国家の国民が、それぞれ主観的にその心情を善良にしたからとて、直ちに国家社会が望ましい姿を呈するとは限らない。各人が自己の行為の結果を予測し、社会、結局はヒューマニズムに対する責任を以って行動することが現代の国家社会、一般に社会、に生きる者には要請せられる。即ち現代社会に生きる人にとっては心情倫理もさることながら、より重要なのはむしろ責任倫理⁽¹⁰⁾である。特に政治家や行政家にとっては、マックス・ウェーバーがいうように、ジンメル（G. Simmel）のいわゆる『実らぬ昂奮（Sterile Aufgeregtheit）』の如き熱情（Leidenschaft）でない没主観性（Sachlichkeit）の意味における熱情をもちながらも冷やかな目測による責任ある行為が望まれる⁽¹¹⁾。即ちこれらの人々には殊更に責任倫理が要求せられるのである。責任倫理が重んぜられることは、倫理の重点が個人倫理から社会倫理へ移動したことを意味し、また倫理と政治との関連の深化をも意味する。

あ と が き

大学において『一般教育』を行うようになってから、すでに十年を過ぎている。この間、大がかりな研究集会がもたれなどしたけれども、少なくとも倫理学に関しては、教師それぞれの考案によって、これを講じているというのが現状のようである。そしてそれは旧制大学の哲学科などで講じら

れた倫理学の普通講義に類するものが多いようである。私はしかし『一般教育の倫理学』は、まえがきにおいて述べたように、これとは性格を異にすべきであるとする。ということは、しかし『一般教育の倫理学』が一つの型をもつべきだということを意味しない。これもまた、まえがきでいったように、色々な型が可能であろう。このような含みをもちながら、私は講義案を立ててみたのである。そしてその一部分を上記したわけである。

-1960.1.16-

註

- (1) 蠟山政道：政治学の任務と対象 159頁～160頁
- (2) 戸沢鉄彦：政治学概論 186頁～189頁
- (3) Rolfesはアリストテレスの „politikon zoon“ (Politika 1253a) を „ein staatliches Wesen“ (Aristoteles Politik von Dr. Theol. Eug. Rolfes, S.4) と訳し、Rackhamは „a political animal“ (Aristotle politics by H. Rackham, P.9) と訳している。
- (4) 恒藤恭：価値と文化現象 193頁
- (5) 堀豊彦：政治学原論 79頁
- (6) 第三次産業というのはクラーク (C. G. Clark) が産業をその生産段階に従って第一次産業 (primary industry), 第二次産業 (manufacturing industry), 第三次産業 (tertiary industry) に分けたのによる。彼はこの第三次産業をサービス産業ともよんでいるが、これには卸売, 小売, 金融, 交通, 公益企業, サービス (用役) の各業種が含まれている。第三次産業がサービス産業といわれるのは、それが物質的生産を主とせず、サービスの生産を主眼として営まれているからである。サービスが生産の一形態として取扱われるのは、サービスの提供が貨幣に換算され、国民所得に著しく反映するようになったからである。(C. G. Clark, The Conditions of Economic Progress, 1940)
- (7) カール・マルクス著 山村喬訳：哲学の貧困 (岩波文庫) 特に第二章 第五節 但し『対自的階級』という訳語は山村氏のものではない。
- (8) M. Weber, Politik als Beruf. (西島芳二訳：職業としての政治 24頁)
- (9) 同上
- (10) 前掲書 特に87頁「心情倫理 (Gesinnungsethik) と責任倫理 (Verantwortungsethik)」
- (11) 前掲書：76～78頁

参 考 文 献

第一部 のためのもの

片山正直：倫理学

和辻哲郎：人間の学としての倫理学

島 芳夫：倫理学通論

淡野安太郎：社会思想史

高坂正顕：歴史的世界 附録「みち」の解釈学的構造

L. v. Wiese, Ethik.

Eug. Rolfes, Aristoteles Politik.

- I. Kant, Kritik d. praktischen Vernunft.
H. Rackham, Aristotle Politics.
K. Marx, Zur Kritik d. politischen Ökonomie.
T. Hobbes, Leviathan.

第二部のためのもの

和辻哲郎：風土

同：日本倫理思想史

同：倫理学

淡野安太郎：社会思想史

片山正直：倫理学

田中 熙：倫理学

高田保馬：社会学概論新版（昭和25年）

同：社会と国家

新明正道：社会本質論

大塚久雄：宗教改革と近代社会

蠟山政道：政治学の任務と対象

尾高邦雄：新稿職業社会学

加藤秀俊：新しい人間像の形成（社会学講座 東大出版会 第七卷 大衆社会）

戸沢鉄彦：政治学概論

恒藤 恭：価値と文化現象

大熊信行他：現代福祉国家論

堀 豊彦：政治学原論

ベルグソン著 平山高次訳：道德と宗教の二源泉

マルクス エンゲルス：共産党宣言（マルクス＝エンゲルス選集 第二巻下 大月刊）

マルクス著 山村喬訳：哲学の貧困

マックス・ウェーバー著 西島芳二訳：職業としての政治

L. v. Wiese, System d. allgemeinen Soziologie, 1933.

T. Geiger, Die Gestalten d. Gesellung, 1928.

E. Durkheim, Sociologie et philosophie; Détermination du fait moral.

R. M. MacIver, Community: a sociological study, 1917, rep. 1936.

K. Marx, Zur Kritik d. pol. Ökonomie.

F. Tönnies, Gemeinschaft u. Gesellschaft.

C. H. Cooley, Social Organisation, 1909.

G. P. Murdock, Social Structure, 1949.

G. W. F. Hegel, Encyclopädie d. philosophischen Wissenschaften.

- do, Grundlinien d. Philosophie des Rechts.
- M. Weber, Die protestantische Ethik u. der Geist des Kapitalismus.
- K. Löwith, Von Hegel zu Nietzsche.
- N. Hartmann, Philosophie des deutschen Idealismus.
do, Ethik.
- K. Jaspers, Vom Ursprung u. Ziel d. Geschichte.
- W. Windelband, Geschichte d. neueren Philosophie.
- I. Kant, Grundlegung zur Metaphysik d. Sitten.
do, Kritik d. praktischen Vernunft.
- M. Scheler, Ethik.
- Eug. Rolfes, Aristoteles Politik.
- H. Rackham, Aristotle Politics.
- G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre.
- C. G. Clark, The Conditions of Economic Progress.
- КОНСТИТУЦИЯ (ОСНОВНОЙ ЗАКОН) СОЮЗА СОВЕТСКИХ СОЦИАЛИСТИЧЕСКИХ РЕСПУБЛИК
ソヴェト社会主義共和国連邦憲法 (基本法)——